

わが国幼稚園の史的変遷

— 公教育の立場から —

古 木 弘 造

三、昭和時代の幼稚園

昭和に入ってから、幼稚園は引続き順調な発達をとげ、十八年には幼児数が二十三万五千人余りになった。しかし、第二次大戦の戦局が進むにつれ、その発達がとまり、終戦の年及びその翌年はこれが激減し、二十一年には、幼稚園数千三百三、幼児数十四万三千七百人余という数字を示した。二十二年からはまた復活しはじめ、戦後の社会不安が安定を取戻すようになって来るとともに次第にその数を増すようになって来た。

昭和時代における年代別の幼稚園数及び幼児数を示すと第三表のようになる。

この時代における幼稚園発達のあとをみると、まず大正十五年に幼稚園令公布の際託児所関係者から提出された幼児教育施設一元化に関する問題が注意され

第 三 表

年 度	園 数	幼児数	
昭和	2年	1182	99374
	3年	1293	107234
	4年	1397	114748
	5年	1509	121972
	6年	1620	126562
	7年	1706	128999
8年	1784	133729	
9年	1860	143462	
10年	1890	143610	
11年	1944	152531	
12年	2000	161966	
13年	2059	174910	
14年	2046	176429	
15年	2079	191569	
16年	2084	211462	
7年	2085	218662	
8年	1076	235079	
9年	2003	232963	
10年	1789	178251	
21年	1303	143702	
22年	1480	197623	
23年	1529	198868	
24年	1787	228607	
25年	2100	224308	
26年	2435	244423	

る。それは、その後も引き続き要望され今日に及んでいる。昭和二年の第四回社会事業調査会、昭和四年の全国方面委員会議、昭和五年の全国児童保護事業大会においては、託児所令制定の要望と表裏して一元化が考えられた。これら託児所関係者の主張はおおまかにいえば、幼稚園令によって従来の幼稚園と託児所とはこれを統一し幼児教育の一元化をはかること、満三才以下の乳幼児に對しては、託児所令を新たに制定し、社会事業的保健施設たらしめ

ようとすることであった。その後もしばしばこの要望が繰返されたが、十三年の第八回社会事業大会の継続委員会では、幼稚園令とは全然無関係に保育所令を制定しようとする方向にかわり、幼児教育一元化の動きは一旦休止したように見えた。ところが、十五年の紀元二千六百年社会事業大会では、再び幼稚園令との関係を調整しようとした。すなわち、国民教育の基礎的錬成のためには、就学前期の教育が大切であり、従って幼児教育施設の整備拡充が必要であり、そのため幼児教育施設を一元化しなければならないとし、幼児教育一元化のための法令を制定しよう、厚生、文部兩大臣に建議した。これと相似た主張は、一部の幼稚園関係者からもなされた。

それは、翌十六年、あたかも国民学校生誕のとき、国民幼稚園の名において就学前国民教育の統一をはかるべしとの主張があった。これの託児所関係者の見解と異なるところは、幼稚園によって幼児教育施設を統合しようとする点であり、それは幼稚園令の、さらに遡れば十年代の文教方針に通ずるものであった。またこの年、就学前教育制度研究委員会が「国民幼稚園に関する建議案」を発表した、これは国民たる満四才以上の幼児全般を対象として包括する国民幼稚園を考え、新たに国民幼稚園令の制定を要望するとともに、満四才未満の幼児のための保育所令を制定し、それによって幼児教育施設の一元化をはかるうとするものであった。

その後、第二次大戦に入ってから、幼稚園も保育所も、あらゆる幼児教育施設を一元として戦時保育所となし、それによって戦時の

要望に応えようとする動向が一部にみられた。これによって幼児教育施設一元化の実現が見られるとか思われたが、それがならないうちに終戦となり、一元化問題もそのまゝとなった。

終戦直後の日本教育制度再建というときに際しても、幼稚園のための学校教育法、保育所のための児童福祉法が、それぞれ二十二年に公布されたが、幼児教育施設一元化の問題は何等解決されず、しかも二つの異った施設は、新たに二つの異った法の適用をも受けることになった。

しかし、幼稚園と保育所の関係を調整し、それによって幼児教育施設を整備拡充し、幼児教育の機会をよりおおく与えようとする主張は、幼児教育の意義の重要性がみとめられ、教育の機会均等を徹底しようとする動向とともに、その後も各方面からなされている。

例えば、二十四年の全国保育連合会第四回大会において、幼児教育施設の整備統合のための調査研究を日本保育学会に依頼することを決定し、二十六年の日本保育学会研究発表会においてその調査研究の結果を発表し、この問題を討議したのも、二十七年の都道府県教育長協議会研究部会第一部会で「幼稚園教育については保育園教育との連関において幼児教育の一本化を図る必要がある」としたのもこの問題につながるものである。

この大まかな幼児教育施設一元化要望についての経緯をみると、幼稚園それ自身に関する問題であるにもかかわらず、保育所関係者の積極的であるのに対し、幼稚園関係者が消極的であることが痛感

第 四 表

年 度	官立	公立	私 立	計
明治23年	1	97	39	138
28年	1	161	57	219
33年	1	179	61	241
38年	1	180	132	313
43年	1	216	258	475
大正 4年	2	234	399	639
9年	2	261	465	728
14年	2	347	603	957
昭和 5年	2	478	1029	1509
10年	2	564	1324	1890
15年	28	625	1426	2079
20年	32	676	1081	1789
25年	33	841	1226	2100

される。それには種々の理由があることであろう。しかし少くともその理由の一つとして、最初の幼稚園発足以来の、幼稚園の伝統であるところの、貴族的性格乃至社会的施設としての機能の不足があげられるであろう。そしてこのような性格を幼稚園が脱皮しない限りは、本来公教育制度として発達して来た小学校と、その性格的相違を調整できないのみならず、今日の社会的事情の下においては、むしろますますその相違を大きくして行くのではなからうか。

社会通念としてもまた幼稚園は、保育所にくらべて貴族的もの社会的施設としての性格が稀薄なものと見られて来た。それを示すものとして幼稚園に私立のものが多くという事がとりあげられる。いま年度別に官公私別幼稚園数を見るために、第四表をかかげる。

この表をみると、いまさら私立の占める割合がいかに大きいかに驚くとともに、初等教育を下に向つて拡張しようとする現代の動向において、こゝにもわが幼稚園の伝統にまつわる問題があることを思わざるをえない。公教育制度を下に向つて拡張することは、私立の占める割合の少ない小学校、ひろく国民一般を対象とする大衆的な小学校との関係を考えなければならないからである。

これに関しては、過去二、三年間における保育所の普及発達を注目すべきである。つぎの第五表によつて知られるように、大衆的な保育所の施設数の増加率は、貴族的な幼稚園のそれとくらべて比較にならない程高まっている。幼稚園がその貴族性をあらため、社会施設としての機能を高め、公教育制度としての性格をもつことに努めなければ、今日のわが国の社会状況の下においては、その大きな発展は望めまい。今年の日教組第二回全国教育研究大会において発表された「小学校幼童部」「育成会」等もこの点から大いに学ぶべき点があると思う。この時代における幼稚園について制度の上からみるならば、二十二年の学校教育法の公布のほかは特記すべきものがない。ただ学制改革案として、教育審議会が、「我国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」との諮問に対し、昭和十三年に幼稚園に關シ答申した要綱があるが、その中で「幼稚園ト家庭トノ關係ヲ一層緊密ナラシムルト共ニ之ニ依リ家庭教育ノ改善ニ裨益セシメ、併セテ幼稚園ノ社会教育的機能ニ力メシムルコト」としたことは、

(以下10頁に続く)

集團生活を形成し、その中で、彼等の心の中のものをはき出させ、それによって、集團生活をさらに充実して行くという、教育が根本的なものにならなければならないと思う。

x
x
x

心の中のものをはき出させた後に、何がわき出して行くかは、われわれの力をもってしてはコントロール出来ないというようなことを前に書いたが、といって、われわれは、ただ井戸の中の水を無闇にかい出しているのではない。井戸がえのたとえでは、工合が悪いが、実は、もっとこの方面のことがわき出してきてほしいと願っている、それ相応の部分の水をかき出して行っているわけである。

けれども、われわれの願いがいつも達せられるというわけには行かない。これは水のかい出し方が悪い場合もあろうし、またいくら要所をついていても、後から出てくる水が悪いという場合もあろう。

そうした意味では、教育は甚だ無力である。また現在の社会が、教育に対して、その機能を十分に發揮せしめるように、多くの資本を投じてよいポンプを具えさせているということは到底できない。実は「さる井戸が之をしていようなものかも知れないのである。

われわれは、こうした教育の現状をよく認識すると共に、教育の力の限界ということも常に念頭においておく必要があると思う。

教育者は子供をよくする役割をになうものであるが、何でもよくすることは無論できるものではない。力の限界を考えると、一方からいえば、十分に力を尽しているかどうかということも反省することともなるのであって、その意味から、果して今日の幼稚園の教育が良心的に研究されているかどうかは十分に批判されるべきであろう。ところによっては、泉の中に汚物を投げ込むようなことをしているところがあるかも知れないのである。(東大助教)

(21頁より続く)

上に述べて来た社会施設の機能の不足を指摘したものと考えられその意味で注目されるべきである。わが国幼稚園の社会教育的活動が十分になされなかつたという事は、わが国社会の家族的特質による

とも、或いはわが国に保育学校運動の展開をみなかつた事によるとも、或いは保母の教養や待遇によるともされるであろうが、所詮はわが国幼稚園の伝統にまつわるものにはかならないと言えるだろう。

第 五 表

保 育 所		年 度	幼 稚 園	
施設数	幼児数		施設数	幼児数
2353	216827	昭和24年	1786	227761
2871	249166	25年	2100	224251
4141	355158	26年	2455	244423

さて、学校教育法であるが、この公布は最近のことでもあるし、また現行のものでもあるので特に述べる必要もないであろう。ただこの法律によって、幼稚園が学校の一環とされ、学校教育体系の一部としてみと

められた事は、幼稚園の発達のために喜ぶべき事ではあるが、公教育の立場からするならば、未だ問題が多くこのこされているところによって一言しておきたい。その事例は上に述べて来たところによって理解されると思う。

(名古屋大学教授)